

土木学会四国支部賞について

土木学会四国支部表彰制度の改正概要

【現行制度】

賞の種類	内 容	備考
四国支部賞 (技術功労賞)	・長年にわたる地道な実務の積み重ねを通じて、土木工学・土木技術の進歩・発展に功労があったもの	規程あり
優秀発表者表彰	・四国支部技術研究発表会で発表を行う者のうち、個人会員または学生会員で、発表が簡潔明瞭で優れたもの	規程あり



【改正案】

賞の種類	内 容	備考	
四 国 支 部 賞	技術功労賞	・長年にわたる地道な実務の積み重ねを通じて、土木工学・土木技術の進歩・発展に功労があったもの	現行制度を踏襲
	技 術 賞	・四国地域で実施した調査、計画、設計、施工および維持管理等の個別技術に顕著な業績があったもの	現行制度に新設・追加
	研究・論文賞	・四国支部技術研究発表会において、学術的に優れた研究成果を発表した発表者ならびに連名者	現行制度に新設・追加
	技術開発賞	・四国支部技術研究発表会において、実用化が期待される新しい技術開発を発表した発表者ならびに連名者	現行制度に新設・追加
	技術活用賞	・四国支部技術研究発表会において、既存の技術を巧みに活用した工事や業務の成果を発表した発表者ならびに連名者	現行制度に新設・追加
	地域技術賞	・各地域で実施した調査、計画、設計、施工および維持管理等において、地域の課題・問題の解決に顕著な功績があった個人もしくはグループ（団体を含む） ・各県単位で表彰	現行制度に新設・追加
	地域貢献賞	・各地域で土木技術者の社会的評価を高める顕著な活動を行った個人もしくはグループ（団体を含む） ・各県単位で表彰	現行制度に新設・追加
優秀発表賞	・四国支部技術研究発表会において、個人会員または学生会員で、発表が簡潔明瞭で優れた発表者	現行制度を踏襲	

土木学会四国支部賞表彰規定

平成 18 年 3 月 13 日 制定

平成 20 年 5 月 16 日 一部改正

平成 21 年 5 月 15 日 一部改正

(目的)

1. 四国地域において、土木工学の学術並びに技術の活用・進歩・発展や土木技術者の社会的評価向上に顕著な貢献をなしたと認められる者を表彰し、その業績を讃えることによって、学会支部活動の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

2. 名称は、「土木学会四国支部賞表彰」とする。

(四国支部賞の種類)

3. 土木学会四国支部賞は、以下の各賞の総称である。
 - 1) 技術功労賞：長年にわたる地道な実務の積み重ねを通じて、土木工学・土木技術の進歩・発展に功労があったものに授与する。
 - 2) 技術賞：四国地域で実施した調査、計画、設計、施工および維持管理等の個別技術に顕著な業績があったものに授与する。
 - 3) 研究・論文賞：四国支部技術研究発表会において、学術的に優れた研究成果を発表した発表者ならびに連名者に授与する。
 - 4) 技術開発賞：四国支部技術研究発表会において、実用化が期待される新しい技術開発を発表した発表者ならびに連名者に授与する。
 - 5) 技術活用賞：四国支部技術研究発表会において、既存の技術を巧みに活用した工事や業務の成果を発表した発表者ならびに連名者に授与する。
 - 6) 地域技術賞：各地域で実施した調査、計画、設計、施工および維持管理等において、地域の課題・問題の解決に顕著な功績があった個人もしくはグループ（団体を含む）に、各県単位でそれぞれ愛媛地域技術賞、香川地域技術賞、高知地域技術賞、および徳島地域技術賞として授与する。
 - 7) 地域貢献賞：各地域で土木技術者の社会的評価を高める顕著な活動を行った個人もしくはグループ（団体を含む）に、各県単位でそれぞれ愛媛地域貢献賞、香川地域貢献賞、高知地域貢献賞、および徳島地域貢献賞として授与する。
 - 8) 優秀発表賞~~優秀発表者表彰~~：四国支部技術研究発表会において、個人会員または学生会員で、発表が簡潔明瞭で優れた発表者

(本規定の範囲)

4. 本規定は、土木学会四国支部賞のうち、優秀発表賞~~優秀発表者表彰~~を除く各賞の表彰について定めるものである。優秀発表賞~~優秀発表者表彰~~は、別途定める規定により行う。

(募集)

5. 受賞候補者の募集については、四国支部ホームページに掲載・公募する。

(応募資格)

6. 受賞候補者は、土木学会会員（個人会員，学生会員，法人会員，特別会員のいずれか）であって、応募時において、四国支部に所属していなければならない。

(応募・推薦)

7. 1) 技術功労賞は、四国支部に所属する土木学会会員の自薦または他薦とし、支部所定の推薦書を支部長に提出する。

2) 技術功労賞を除く各賞は、自薦のみとし、支部所定の応募書を支部長に提出する。

(受賞候補者)

8. 受賞候補対象は、各賞につき、原則として、数名または数件程度とする。

(公募，選考)

9. 土木学会四国支部賞の授賞候補の公募，選考は、土木学会四国支部賞選考委員会（以下「四国支部賞選考委員会」という）により行う。

(賞の決定，表彰)

10. 商議員会は、四国支部賞選考委員会から推薦された受賞候補者にもとづき、受賞者を決定する。

表彰は、通常総会において賞状を授与して行う。

(附則)

この規程は、平成 18 年 3 月 13 日から実施する。

この規程は、平成 20 年 5 月 16 日に改正し実施する。

この規定は、平成 21 年 5 月 15 日に改正し実施する。